

子育て応援ギフトについて

【よくある質問】

Q所得制限はありますか？

A所得制限はありません。

Q双子を出産しました。出産応援給付金として10万円受け取ることができますか。

A子育て応援ギフトは、5万円×生まれたこどもの人数を支給します。

Q甲斐市に住民票がありますが、里帰り先で新生児訪問を受けました。この場合、甲斐市・里帰り先のどちらへ子育て応援ギフトの申請をすればよいですか。

A住民票がある甲斐市に申請してください。

※里帰り先の市町村に状況を確認させていただきますのでご了承ください。

Q出生届の際に里帰りなどで産婦本人が行けないときは、申請はできますか。

A原則として産婦本人との面談が必須条件なので、後日面談をした後の申請になります。

QDV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず、住民票を元の市町村から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合どこに申請をすればよいですか。

A避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該市町村に申請することができます。

Q甲斐市で新生児訪問時に面談を受け、その後、他の市町村へ転出しました。この場合どちらの市町村へ子育て応援ギフトの申請をすればよいですか。

A原則として申請時に住民票がある所での給付となりますので、転出先の市町村で再度面談を受けて申請をしてください。

Q出生届出後に子どもが亡くなってしまった場合も対象になりますか。

A出生届出後に死亡した児童の養育者も対象になります。その際には、アンケートと面談は必要ありません。